

## 社会福祉法人市川市社会福祉協議会役員及び評議員の報酬等に関する規程

### (趣旨)

第1条 この規程は、社会福祉法人市川市社会福祉協議会（以下「本会」という。）役員及び評議員の報酬等の基準、額及び費用弁償に関し、必要な事項を定めるものとする。

### (意義)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 役員とは、理事及び監事をいう。
- (2) 常勤役員とは、前号の役員のうち、本会定款第18条第3項に定める常務理事をいう。
- (3) 非常勤役員とは、第1号の役員のうち常勤役員以外の者をいう。
- (4) 評議員とは、本会定款第6条による者をいう。
- (5) 報酬等とは、報酬、手当その他の職務遂行の対価として受ける財産上の利益をいう。
- (6) 費用とは、職務の遂行に伴い発生する旅費（宿泊費を含む。）等の経費をいう。

### (報酬等の支給)

第3条 常勤役員に対しては、報酬、通勤手当及び期末手当を支給し、金額は次のとおりとする。

- (1) 報酬及び期末手当については、別表1のとおりとする。
- (2) 通勤手当の額は、職員の例による。
- 2 非常勤役員の報酬は、理事会等本会業務への出席の都度、別表2のとおり支給する。ただし、国又は地方公共団体から給与の支給を受ける職と兼職する非常勤役員には支給しない。
- 3 評議員の報酬は、評議員会等本会業務への出席の都度、別表3のとおり支給する。ただし、国又は地方公共団体から給与の支給を受ける職と兼職する評議員には支給しない。

### (報酬等の支給方法)

第4条 前条各号に規定する報酬、費用等は本人の指定する本人名義の金融機関口座へ振込により支給する。

- 2 報酬等は、法令の定めるところにより控除すべき金額を控除して支給する。

### (費用の弁償)

第5条 本会は、第2条第1項第1号、第4号による役員及び評議員が、その職務を行うために要する費用を弁償する。

- 2 費用の弁償の額は実費とする。ただし、旅費については近接地外の旅行に関するものを対象とし、事務局及び給与に関する規定に基づき、8級の職務に当たる者として算出されるものとする。
- 3 前2項の規定にかかわらず、第3条第2項、第3項に定める報酬を受け取る評議員及び非常勤役員には、その職務を行うために要する費用が報酬額を上回る場合に限り、その差額を支給する。
- 4 費用の弁償の請求があったときは、遅滞なく本人の指定する本人名義の金融機関口座へ振込により支給する。

(規程の改廃)

第6条 この規程の改廃は、評議員会の決議を経て行う。

(補則)

第7条 この規程の実施に関し必要な事項は、会長が別に定めるものとする。

附 則

この規程は、令和3年7月8日から施行する。

別表1 常勤役員の報酬

役職	報酬月額（1人あたり）	期末手当年額（1人あたり）
役員（常勤）	405,000円	1,640,000円 （内訳） 6月 820,000円 12月 820,000円

別表2 非常勤役員の報酬

役職	報酬額（1人あたり）	上限（日額）
役員（非常勤）	3,000円 /会議等出席1回につき	6,000円

別表3 評議員の報酬

役職	報酬額（1人あたり）	上限（日額）
評議員	3,000円 /会議等出席1回につき	6,000円